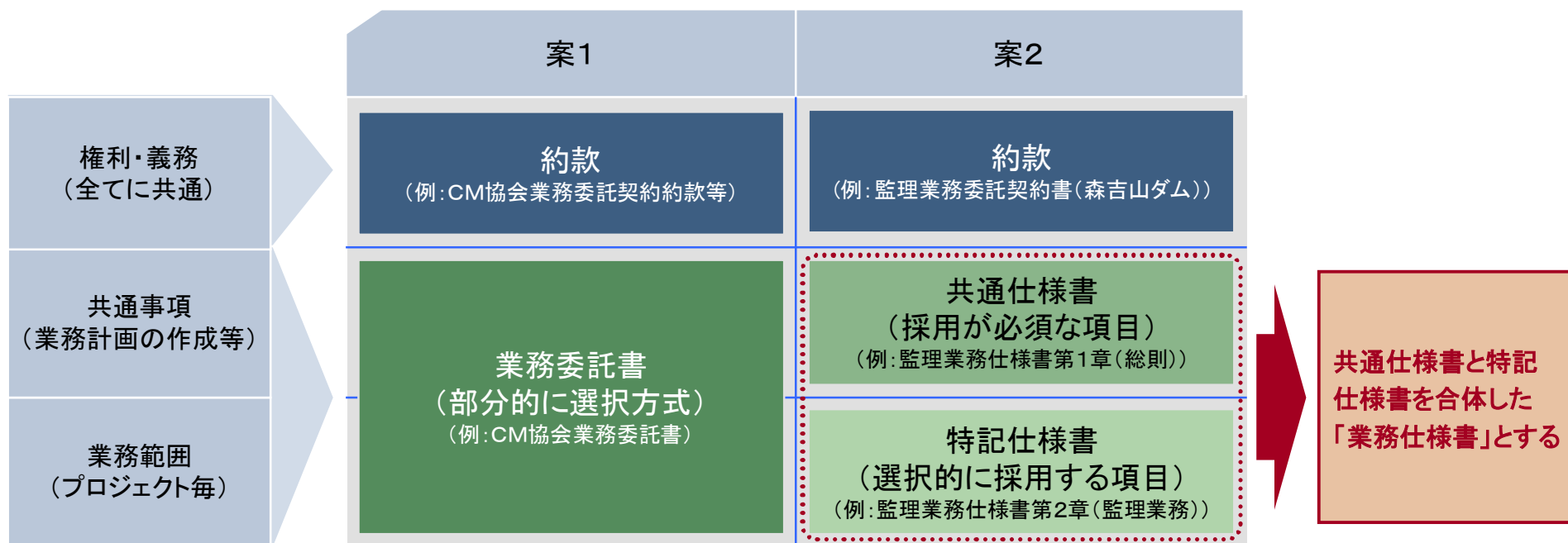

公共工事CM標準約款(概要(素案))に係る主な論点と方向性について

(1) 総則: 全体構成

公共工事CM標準約款の構成は、通常の公共発注の契約書をベースに、約款、業務仕様書(共通仕様書と特記仕様書を合体)の2部構成とする

公共工事CM標準約款の構成案



(参考) 森吉山ダムの例では、仕様書第1章が共通仕様書、第2章が特記仕様書に相当するが、両者をまとめて監理業務仕様書としている。

(2) 指示等及び協議の書面主義

発注者の指示等については書面により行うこととし、緊急やむを得ない事情がある場合には口頭で行うことを可とするが、指示等を書面に記載し、一定期間内に相手方に交付することとする。

CM業務委託 契約約款・業務委託書 (日本CM協会)	地方公共団体のCM方式活用 マニュアル試案 (CM方式導入促進方策研究会)	CM方式活用の手引き (建設コンサルタンツ協会)	建築工事監理業務委託書
<p>甲及び乙は、乙がCM業務を行うにあたり協議をもって決定した事項については、原則としてすみやかに、書面を作成し、署名又は記名・捺印する。</p>	<p>指示、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答及び解除(以下、「指示等」という。)は、書面により行わなければならない。</p>		
	<p>緊急やむを得ない事情がある場合には、甲及び乙は、前項に規定する指示等を口頭で行うことができる。</p>		
	<p>この場合において、甲及び乙は、すでに行った指示等を書面に記載し、<u>速やかに</u>これを相手方に交付するものとする。</p>	<p>この場合において、甲及び乙は、既に行った指示等を書面に記載し、<u>〇日以内</u>にこれを相手方に交付するものとする。</p>	<p>この場合において、甲及び乙は、既に行った指示等を書面に記載し、<u>7日以内</u>にこれを相手方に交付するものとする。</p>
<p>甲及び乙は、他の条項の規定に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録し、署名又は記名・捺印する。</p>			

公共工事CM業務標準約款(案)

- ・(他の事項は同文)
- ・この場合において、甲及び乙は、既に行った指示等を書面に記載し、〇日以内にこれを相手方に交付するものとする。(日にちについては要検討)

(3) 発注者の指示・変更権限

公共工事に係る既存の約款では、発注者の指示権限、条件変更、設計変更等を認める一方、増加費用を発注者の負担としているが、CM標準約款においても同様とする。

指示・変更権限がない場合



指示・変更権限がある場合



留意事項：

- ・ 増加費用について受発注者の判断が異なる場合があり、発注者が判断した増加費用に対して、受注者が裁判等で争う権利を奪えない。
- ・ CMRにとって、従う義務がある指示なのか判断が可能であることが重要

※指示・変更権限の対象として、業務内容が仕様書と一致しない場合の履行請求、条件変更等、CM業務仕様書等の変更、CM業務の中止、CM業務に係る乙の提案、甲の請求による履行期間の短縮等履行期間及び業務委託料の変更方法が含まれる。

(4) 業務計画書の提出

他の類似の約款と同様に、受注者には業務計画書の作成、提出を求めるが、公共工事に係る約款と同様に、契約締結後一定期間内での提出を義務づける。

地方公共団体のCM方式活用マニュアル試案 (CM方式導入促進方策研究会)

乙は、この契約締結後14日以内に業務計画書を作成し、甲に提出しなければならない。

甲は、必要があると認めるときは、前項の業務計画書を受理した日から7日以内に、乙に対してその修正を請求することができる。

この契約の他の条項の規定により履行期間又はCM業務内容が変更された場合において、甲は、必要があると認めるときは、乙に対して業務計画書の再提出を請求することができる。

この場合において、第1項中「この契約締結後」とあるのは「当該請求があった日から」と読み替えて、前2項の規定を準用する。

業務計画書は、甲及び乙を拘束するものではない。

建築工事監理業務委託書

乙は、この契約締結後〇日以内に工事監理仕様書に基づいて業務計画書を作成し、甲に提出しなければならない。

〔注〕〇の部分には、原則として「14」と記入する。

甲は、必要があると認めるときは、前項の業務計画書を受理した日から〇日以内に、乙に対してその修正を請求することができる。

〔注〕〇の部分には、原則として「7」と記入する。

この契約書の他の条項の規定により履行期間又は工事監理仕様書が変更された場合において、甲は、必要があると認めるときは、乙に対して業務計画書の再提出を請求することができる。この場合において、第1項中「この契約締結後」とあるのは「当該請求があった日から」と読み替えて、前2項の規定を準用する。

業務計画書は、甲及び乙を拘束するものではない。

公共工事CM業務標準約款(案)

乙は、この契約締結後〇日以内にCM業務仕様書に基づいて業務計画書を作成し、甲に提出しなければならないこと。

(5) 著作権の帰属

CM協会約款では著作権が乙に帰属することになっているが、公共工事CM業務標準約款においては、公共発注の業務委託と同様に著作権は甲に帰属することとする。乙による著作者人格権の行使についても、会計検査、議会対応、住民への説明責任等の公共発注特有の事情にかんがみ、一定のルールを定める。

CM業務委託契約約款・業務委託書 (日本CM協会)

- 乙の作成した図面、書類、記録等が著作物(著作権法第2条第1号)に該当する場合(以下著作物に該当するものを「本件著作物」と言う。)、その著作権(著作者人格権を含む。以下「著作権」という。)は、乙に帰属する。
- 甲は、別段の定めのない限り、この契約の目的の範囲内で本件著作物を利用することができる。ただし、次の各号に定める行為を甲が自ら行おうとするとき又は第三者をして行わせようとするときは、乙の承諾を得なければならない。① 本件著作物を変形、翻案、改変その他の修正をすること。② 本件著作物を公表すること。
- 乙は、本件著作物を公表する場合、甲の承諾を得なければならない。
- 乙は、本件著作物にかかる著作権を第三者に譲渡してはならない。

著作権は甲に帰属

甲の利用権、公表権を認める(主たる部分を修正する場合は乙の承諾要)

乙による氏名表示権の行使を認めない

削除(乙に著作権がないため)

公共工事CM業務標準約款(案)

- 乙の作成した図面、書類、記録等が著作物(著作権法第2条第1号)に該当する場合(以下著作物に該当するものを「本件著作物」と言う。)、その著作権は、甲に帰属する。
- 甲は、別段の定めのない限り、この契約の目的の範囲内で本件著作物を利用し又は公表することができる。ただし、本件著作物の主たる部分について、変形、翻案、改変その他の修正を甲が自ら行おうとするとき又は第三者をして行わせようとするときは、乙の承諾を得なければならない。
- 乙は、氏名表示権を行使することができない。ただし、前項ただし書きの規定に基づき、乙の承諾を得て、本件著作物の主たる部分についての修正を自ら行い、又は第三者をして行かせた場合において、甲は乙の氏名を表示することができない。

(6)一括再委託の禁止

直轄営繕工事に関する設計、工事監理等の業務契約と同様、CM業務において、一部再委託を発注者の承諾を要件とする。

業態	契約形態	契約の考え方
工事	請負	<ul style="list-style-type: none"> ・ゼネコンの一括請負を念頭に契約を締結 ・受注者が自らの責任で成果物を完成させる ・受注者が瑕疵担保責任を負う ・会社、技術者、体制等を審査した上で、入札等により受注者を選定 ・下請け(専門工事業)の活用が前提(発注者の承諾を要件としない)
業務	準委任	<ul style="list-style-type: none"> ・発注者との信頼関係に基づき、受注者自ら業務を実施することが前提 ・発注者の指示の下に業務を遂行する ・受注者は善管注意義務を負う ・プロポーザル等により、技術者の資質や企画提案を審査し、受注者を選定 ・通常、主たる部分の再委託にあたっては承諾が要件となる



CM契約は、CMRが自ら実施する専門的業務への準委任契約であり、主たる部分の外注は想定されていないため、再委託にあたっては発注者の承諾を要件とする

(7) 会計法令に基づく規定

他の公共契約と同様に、会計法令に基づく、入札・契約保証、監督・検査、検収・支払いに関する規定を設けるとともに、会計法令に基づく監督・検査の前提として、管理技術者の設置にかかる規定を設ける。

会計法令に基づく規定	公共工事CM業務標準約款(概要(素案))での記載
入札保証・契約保証	契約締結と同時に、所定の契約保証を付さなければならない(ただし、契約の保証を免除する場合は、当該条項を削除)
監督・検査 (監督・検査は委託可)	<p>発注者の調査職員は、発注者が必要と認めて調査職員に委任したもののほか、以下の権限を保有</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受注者または受注者の管理技術者に対する業務に関する指示 ・受注者の確認の申出又は質問に対する承諾又は回答 ・受注者又は受注者の管理技術者との協議 ・契約の履行状況の調査
検収・支払い	<p>乙は、業務を完了したときは、その旨を甲に通知し、甲又はその検査職員は10日以内に検査を完了し、当該検査の結果を乙に通知しなければならない</p> <p>乙は、上記検査に合格したときは、業務委託料の支払を請求することができ、甲は、請求を受けた日から30日以内に業務委託料を支払わなければならない</p> <p>乙は、業務委託料相当額の10分の9以内の額について、部分払を請求することができる(部分払を行わない場合には、当該規定は削除)</p>
管理技術者	<p>乙の管理技術者は、業務の管理及び統轄を行うほか、業務委託料の変更、履行期間の変更、業務委託料の請求及び受領等の権限を除き、この契約に基づく乙の一切の権限を行使することができる。</p> <p>甲は、乙の管理技術者等がその業務の実施につき著しく不相当と認められるときは、乙に対して必要な措置をとるべきことを請求することができる。</p>

(8) 業務に係る乙の提案

公共発注におけるCM業務においては、業務の対価が定額とされており、コスト縮減等への貢献による対価の増加等のインセンティブの設定は一般的には行われていない。標準約款の検討においては、乙の技術的提案に対し、必要があると認める時は、仕様書等の変更を乙に通知し、履行期間又は業務委託料を変更する条項を設ける。

公共工事CM業務標準約款(案)

乙は、CM業務仕様書等について、技術的又は経済的に優れた代替方法その他改良事項を発見し、又は発案したときは、甲に対して、当該発見又は発案に基づきCM業務仕様書等の変更を提案することができる。

甲は、前項に規定する乙の提案を受けた場合において、必要があると認めるときは、CM業務仕様書等の変更を乙に通知するものとする。

甲は、前項の規定によりCM業務仕様書等が変更された場合において、CM業務仕様書の規定に基づき必要があると認められるときは、履行期間又は業務委託料を変更しなければならない。

胆沢ダム本体工事 仕様書(抜粋)

第4条 コスト縮減提案

1. 定義

「コスト縮減提案」とは、契約書第17条の1の規定に基づき、適用工事の設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく、適用工事の請負代金額の低減を可能とする施工方法等に係る設計図書の変更について、監理業務者が発注者に行う提案(工事請負計画書第18条に規定された条件変更等に該当する事実との関係が認められる提案を除く。)をいう。

3. コスト縮減提案の審査

コスト縮減提案の審査にあたっては、施行の確実性、安全性が確保され、かつ、本業務の適用工事の設計図書に定める工事の目的と比較し、機能、性能等が同等以上で経済性が優位であると判断されるかを評価する。

5. コスト縮減提案を採用した場合の本業務委託費の変更等

発注者がコスト縮減提案を採用した場合において、対象となる適用工事の設計図書の変更を行い請負代金が低減した場合は、低減額から設計委託業務等(対象となる適用工事の設計図書の変更にあたり、発注者が別途発注した施工計画検討業務、構造物設計業務等をいう。)に要した費用を除いた額の10分の1に相当する金額をコスト縮減管理費として計上し、本業務の委託費を変更しなければならない。

6. コスト縮減提案の活用と保護

発注者は、審査の結果当該コスト縮減提案内容の活用が効果的であると認められた場合は、他の工事においても積極的に活用を図ることができる。その場合、工業所有権の排他的権利を有する提案については、当該権利の保護に留意するものとする。

(9) 乙の請求による履行期間の延長

乙の責めに帰すことができない事由により履行期間内にCM業務を完了することができないときは、甲に対し、その理由を明示した書面により、必要と認められる履行期間の延長だけでなく、CM業務報酬の増額を認めることとする。(要検討事項)

CM業務委託
契約約款・業務委託書
(日本CM協会)

乙の責に帰すべきことができない事由により、工期が延長された又は工事が工期内に完了しない場合、乙は、甲に対し、CM業務報酬につき、理由を明示して、必要と認められる増額を請求することができる。

地方公共団体のCM方式活用
マニュアル試案
(CM方式導入促進方策研究会)

乙は、乙の責めに帰すことができない事由により履行期間内にCM業務を完了することができないときは、甲に対し、その理由を明示して、必要と認められる履行期間の延長及びCM業務報酬の増額を請求することができる。

CM方式活用の手引き
(建設コンサルタンツ協会)

乙は、その責に帰すことができない事由により履行期間内にマネジメント業務を完了することができないときは、その理由を明示した書面により甲に履行期間の延長変更を請求することができる。

建築工事監理業務委託書

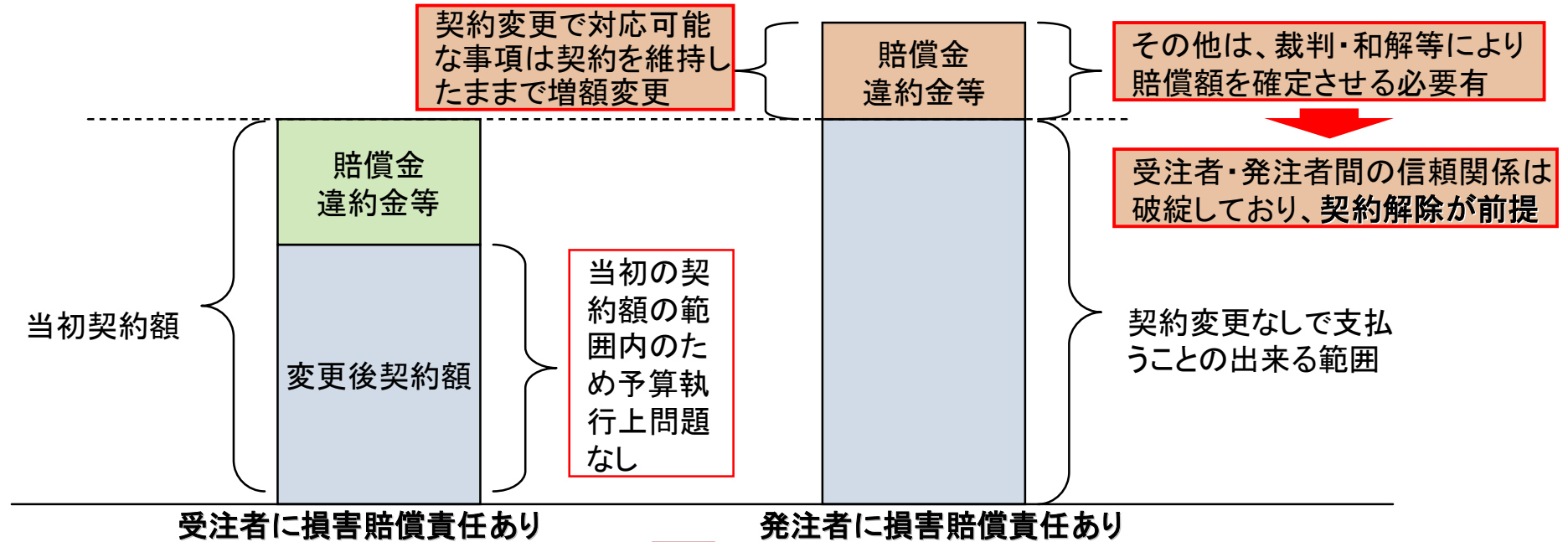
乙は、その責に帰すことができない事由により履行期間内に業務を完了することができないときは、その理由を明示した書面により甲に履行期間の延長変更を請求することができる。

公共工事CM業務標準約款(案)

乙は、乙の責めに帰すことができない事由により履行期間内にCM業務を完了することができないときは、甲に対し、その理由を明示した書面により、必要と認められる履行期間の延長及びCM業務報酬の増額を請求することができる。

(10) 損害賠償

公共工事の確実な履行を優先するため、発注者の損害賠償請求権は契約関係を維持したまま認めるが、受注者の損害賠償請求権は限定列挙項目以外は契約解除を前提とする。



CM契約にかかる受発注者の損害賠償権のあり方(案)

公共工事の確実な履行を優先するため、工事監理等の既存の約款を踏襲し、以下の通りとする。

発注者の損害賠償請求権： 契約関係を維持したまま認める

受注者の損害賠償請求権： 限定列挙された項目（設計変更、履行期間の短縮、支払遅延等）の事由に因る場合のみ、契約関係を維持したまま認める。それ以外の事由に因る場合は、受注者・発注者の信頼関係が破綻していると考えられるため、損害賠償請求権の行使は契約解除を前提とする

(11) 解除権

相手方の責任による契約違反、違反の未是正等による解除権は、受発注者ともに認められるが、協議未成立による解除権については、他の公共契約と同様、発注者の指示権限を認めた場合、発生し得ない。

	公共工事CM業務 標準約款 (案)	建築工事監理業務 委託書
発注者の解除権 受注者の責任により、契約に定める協議が成立しない 受注者の責任により、受注者が契約違反し、相当期間内に違反が是正されない(受注者が正当な理由なく、業務に着手しない) 受注者の責任により、履行期間内に業務が完了しない、CMr(又は管理技術者)を配置しなかった) 受注者の責任により、契約を維持することができない(契約に違反し、契約の目的が達成できない)	[Redacted] ○ ○ ○	[Redacted] ○ ○ ○
受注者の解除権 発注者の責任により協議が成立しない 発注者の責任により、発注者が契約に違反し、乙が催告しても違反が是正されない 発注者の中止権の行使による業務の中止期間が一定程度超えた(発注者責任により、CM業務が遂行できず、その期間が業務期間の4分の1以上又は2ヶ月以上となった、CM業務報酬の増額あるいは発注者の債務不履行による業務の中止期間が一定程度超えた、CM業務の全部または一部が中止され、その中止期間が2ヶ月を経過した) 発注者が契約に違反し、契約履行が不可能となった(発注者責任により、契約の維持が不可能である) 業務変更に伴い業務委託料が3分の2以上減少した	[Redacted] ○ ○ ○ ○	[Redacted] ○ ○ ○

発注者の指示権限を認めた場合 協議未成立による解除権は発生し得ない